

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会会議録

第二日（十月三日）

△案件

消防庁舎及び訓練施設等に関するについて

書記 佐藤 喜幸

” 岩 渕 巧

” 青 柳 慎次郎

△会場 川越地区消防局 三階講堂

△出席委員

委員長	柿 田 有 一 議員	副委員長	爲 水 順 二 議員
委員	山 田 敏 夫 議員	委員	荻 窪 利 充 議員
委員	桐 野 忠 議員	委員	明 ケ 戸 亮 太 議員
委員	中 原 秀 文 議員	委員	高 橋 剛 議員
委員	近 藤 芳 宏 議員	委員	小 林 薫 議員
委員	江 田 肇 議員		

△組合議会議長

議長 片 野 広 隆 議員

△組合議会副議長

副議長 小 高 春 雄 議員

△説明のための出席者

消防局長	高 野 春 雄
次 長	澤 田 英 司
総務課長	谷 島 忠 雄

△委員会に出席した職員

書記長 田 宮 修

○開 会 午後零時四十四分
○議 題

消防庁舎及び訓練施設等に関するについて
消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会は、定足数に達して

おりますので、これより開会いたします。
直ちに会議を開きます。

審査に入ります前に、前回の会議内容の確認をさせていただきます。
六月二十一日、前回の会議では、消防本部と周辺建物及び道路に関する資料をもとに、どういう形で庁舎建設ができるか調査を行いました。その調査の途中で新たに資料要求がありましたので、次回引き続き調査することとし散会をいたしました。

以上が前回の会議の概要であります。
これより付議事件であります消防庁舎及び訓練施設等に関するについて審査に入ります。

消防庁舎及び訓練施設等に関するについてを議題といたします。
初めに、前回の会議に資料要求がありました消防局と周辺建物及び道路に関する資料について、事前に皆さんのところに資料をお届けさせていただきました。少々込み入っておりますので、資料の確認と説明をさせていただきます。

事務局、資料の説明をお願いいたします。
総務課長
それでは、消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会の資料を説明させていただきます。

まず、資料説明を始める前に、まことに恐縮でございますが、資料の訂正をお願い申し上げます。

訂正箇所はお手元の資料一の三ページ、(2)の上から五行目の⑨高圧ガス充填所、三十メガパスカル、処理能力三百平方メートル毎日となっておりますが、正しくは処理能力三百立方メートル毎日でございます。訂正をお願いいたします。

それでは、お手元の資料について御説明申し上げます。

最初に、資料一をごらんください。

資料一、川越市第四次総合計画に計上している庁舎建設予算七億円の概算根拠についてでございます。

本資料は消防局・川越北消防署移転新築について概要を取りまとめた資料でございます。

一、局庁舎建設の詳細について。

(1)事業の目的でございます。

現在の消防局庁舎の老朽化と狭隘な敷地の根本的な改善施策として、平成二十二年度に、川越市総務部防災危機管理課が事務局となり、川越市、川島町及び川越地区消防組合の三者にて川越地区消防組合新庁舎建設検討委員会が設置され、消防局・川越北消防署の必要な施設機能や管内における消防力の不足地域の消防力強化を図ること、さらに、整備に関する施設を川越市、川島町の防災拠点施設として、平常時から災害時までシームレスな防災体制の構築を図るため、効果的で効率的な消防・防災力を整備することで充実した消防行政を展開し、地域住民が安全で安心して暮らすことのできるまちづくり、住民サービスの一層の向上を図ることを整備目的としたものでございます。

次に、(2)移転の必要性についてでございます。

現在の消防局・川越北消防署の地積は、三筆で四千七十八・二六平方

メートルでございます。敷地は、庁舎、デジタル無線鉄塔及び附属施設、自家用発電設備、物置及び駐車場からなり、消防隊の日々の連携訓練を実施するにも制約を受けている状況です。そのため、本敷地での建てかえには敷地の拡張が前提となりますが、川越地区消防組合新消防庁舎建設検討結果報告書で取りまとめた施設機能を確保するためには、隣接住宅地等の買収が必要でコスト的には高額となること、さらには移転交渉が長期にわたることが想定されるため、これら問題を早期に解消し、庁舎建設を実現するため、移転新築を計画しようとするものでございます。

次に、(3)移転用地の選定方針についてでございます。

新たに建設する防災拠点施設には、防災拠点として効果的に機能する場所とするため、伝統的建造物群保存地区、北部市街地及び北部地域への消防力を維持しつつ、消防力の不足する芳野、古谷地区をカバーできる地域として、本資料の最後に添付いたしております別紙一を御参照ください。赤線で区画した国道二五四号の宮元町交差点付近から小仙波交差点までの間、約二万平方メートルの地域が移転対象の地域になると考えております。本地域で最大限とまった用地を確保できる地点として、面積的にも柔軟な対応を図ることが必要と考えております。

次に、(4)第四次川越市総合計画実施計画上のスケジュールについてでございます。

現在、平成二十八年度の建設用地調査研究から始まり、平成二十九年の不動産鑑定、建設用地測量、地質調査、基本設計、用地買収交渉、平成三十年度の実施設計、造成工事、用地取得等、平成三十一年度の庁舎建設着手までを想定しております。

次に、二、事業概要。

(1)建設用地概要でございます。

先ほどの一の(3)移転用地の選定方針で御説明申し上げたとおり、国道二五四号の宮元町交差点付近から小仙波交差点の間で約二万平方メートルの確保を目標としております。対象地域は別紙一のとおりでございます。

次に、(2)消防施設の概要でございます。

庁舎機能として必要とする施設の概要でございます。

①庁舎、六千平方メートル程度、鉄筋コンクリート造、地上四階建て、車庫等は鉄骨造。

②消防局車庫等、三百平方メートル程度、鉄骨造、平屋。

③災害用備蓄庫、三百平方メートル程度、鉄筋コンクリート造、平屋。

④訓練棟A、八百平方メートル程度、鉄筋コンクリート造、地下一階、地上七階建て。

⑤訓練棟B、五百平方メートル程度、鉄筋コンクリート造、二階建て。

⑥訓練棟C、五百平方メートル程度、鉄筋コンクリート造、二階建て。

⑦屋内訓練場、八百五十平方メートル程度、鉄筋コンクリート造、平屋。

⑧訓練用プール、縦六メートル掛ける横十メートル掛ける深さ五メートル、容量百七十トン、鉄筋コンクリート造、地上式。温水循環装置、塩素滅菌装置、紫外線滅菌装置、ろ過装置、水中窓水中スピーカー、緊急給水システム等。

⑨高圧ガス充填所、三百メガパスカル、処理能力三百立方メートル毎

日。

⑩造成工事、二万平方メートル程度。

⑪外構工事、一万六千平方メートル程度。

次に、(3)第四次川越市総合計画実施計画上の年度別予算の概要でございます。

います。

現在、平成二十九年度に用地を確定し、平成三十一年度までの事業計画を計上しております。

以上、雑駁であります。資料一の説明でございます。

続きまして、資料二の現在の消防局の敷地の地目について御説明申し上げます。

一、現在の消防局敷地の地目、学校敷地の使用制限についてでございます。

地目につきましては、不動産登記事務取扱手続、準則第六十八条によつて二十三種類に定められております。そのうち建築制限がされるものは田畑などの農地であり、その他は地目による使用制限はなく、登記の際に、実際の用途に応じて区分された地目に合わせて登記することとなっております。

次に、二、地目が相違していることでの違法性についてでございます。不動産登記法第三十七条第一項では、地目または地積について変更があったときは、表題部所有者または所有権の登記名義人はその変更があった日から一カ月以内に当該地目または地積に関する変更の登記を申請しなければならずと定められておりますが、国や地方公共団体につきましては、公有財産台帳によつて管理することとなっており、一般の取引対象とならないため、国または地方公共団体については、表示等の登記の申請義務を直ちに課すまでの必要はないとされております。

なお、この点につきましては、二〇一〇年国勢モニターの声に対する法務省の解釈がされており、その抜粋を掲載しております。

続きまして、三、ページ目をごらんください。

参考といたしまして地目の一覧でございます。地目は全二十三種に区分されております。

続きまして、四ページをばらしてください。

三、変更登記をしていない理由についてでございます。

登記に係る経過につきましては、土地の所有者であります川越市にも記録がございませんので、理由は判明しておりません。

以上、雑駁であります。資料二の説明でございます。

続きまして、資料三、消防局、川越北消防署周辺地積図について御説明申し上げます。

資料は、現在の消防局、川越北消防署を中心とし、隣接する敷地の情報を資料中表示したものでございます。資料におきまして、消防局、川越北消防署の敷地には黄色で表示している水利敷が西側に隣接し、さらに敷地内を縦断している状況でございます。

なお、神明町十一の四、十一の十一、十一の十二は、川越市が所有する宅地で、それぞれの敷地は十・七四平方メートル、三十四・〇五平方メートル、三・三七平方メートルでございます。

以上、雑駁ではありますが、資料三の説明でございます。

続きまして、資料四、職業訓練校の賃借料についてでございます。

職業訓練校の所在する建物は、一階を川越市、二階を職業訓練法人川越建設高等職業訓練運営会で所有する区分所有の建物でございます。敷地は川越市所有でございますので、川越市と職業訓練法人川越建設高等職業訓練運営会との間で賃貸借契約を締結しております。賃貸借契約は昭和五十年七月一日から開始し、その契約期間は三年で、その都度更新でございます。

詳細につきましては、以下、一、二、三のとおりでございます。

次に、四、賃借料の推移でございます。貸し付け面積は六百六・九七平方メートルに対し、昭和五十年七月一日当初、年額二十万七千六百円で契約を開始し、現在は平成二十七年年度に年額六十四万五千三百四十八

円で契約を更新しております。

以上、雑駁であります。資料四の説明でございます。

最後に、参考資料といたしまして、消防局、川越北消防署敷地の拡張について（考察）でございます。

現在の消防局、川越北消防署敷地で消防庁舎建設を実施した際に想定されるメリットとデメリットを取りまとめた資料でございます。

以上、雑駁であります。参考資料の説明でございます。

以上、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

柿田有一委員長 消防局と周辺建物及び道路に関する資料の説明は終わりました。

詳細で新しい資料等も出ておりますので、改めて皆さんから御質疑、御意見を受けたいと思っております。委員の皆さんから御質疑、御意見等ございましたら御発言をお願いします。

中原秀文委員 資料一に関しましては、私から依頼させていただきました、出してきました。ありがとうございます。

確認をさせていただくと、事業概要までかなり詳細に出てきているのですが、この事業概要が決まったのはいつごろなのか、まず、お聞かせいただけますでしょうか。

消防局次長 この事業概要が決まったのはいつかということですが、平成

二十三年三月、川越地区消防組合新消防庁舎建設検討委員会、これの検討結果の報告書にまとめたものでございます。

中原秀文委員 平成二十三年三月という五年ぐらい前になると思います。私がこの資料を請求させていただいたのは、川越市の総合計画の資料から平成三十年度に七億円の予算が出ていたので、これはどういうことですかというところで質疑をさせていただいた訳です。我々はここにいるのであれ、これを重ねてきましたが、この様に詳細に話が進んでいるのであれば、これまでの議論は何だったのかなと少し感じるところではありますけれども、

消防組合として、この事業概要を進めるつもりで物事に取り組んでいらっしやるのかどうか、そのあたりを改めて確認をさせていただきたいと思えます。

消防局長 この件につきましては、一応基本的にはこの二十三年度に決まったものを基本としまして考えております。この間も市のほうでそういうお話をちよつとさせていただいた次第でございます。

中原秀文委員 わかりました。

この委員会では、この場所での建てかえも含め検討をしている中で、この資料を拝見させていただくと移転が前提になっているのではないかと感じましたので、まず、改めて確認させていただければと思います。この委員会から、ここでの建てかえも考えるべきとの意見が出た場合、ここでの建てかえもまだ可能性としてはあるんじゃないでしょうか。それとももう移転が前提で進めていこうというお考えなのかを改めてお聞かせしていただけだと思います。

消防局長 当初、平成二十三年のときにこのような計画を立てて、川越市の総合計画の実施計画、これに参画をして、この方向性ですつと要求というかしていたところ先送りされていたということが現実でございます。御承知のとおり、消防指令センター、これの全部更新があり、あわせて無線通信の鉄塔を建設したということもございまして、すつかり移転するのでもいいのか、またはその鉄塔、指令センターを生かしつつこの場所建てかえるのかという議論もございましたので、基本的に移転という計画で進んでいたところではございますので、消防の方針としては、今年度の実施計画の要求として同様なことで要求をさせていただきます。

中原秀文委員 平成三十年度までの予算の内容から移転の方向で進めようとしていたことは何となく理解はできるのですが、この委員会の中でどのように今後話し合いを進めていけばいいのか、少し難しい課題を突きつけられ

たような気がしてならない訳です。そのあたりはどのようにお考えなのか、もう一度お聞かせいただければと思います。

消防局長

当初、平成二十三年度の予定に沿って我々も予算を組んでいくことが現実的には一番、消防局の未来にとってはいいことではないかという形で押し進めているところでございますが、現在のところデジタル無線の鉄塔がどうしても期限があつて建ちました。その部分を考慮しますと、やはりそこにかかった費用も大きいので、今、次長が言ったとおりこの場所では何かできないかということで、消防局・川越北消防署敷地の拡張について図面でも、この地域の周りを検討させていただいたような次第でございます。

しかしながら、近辺の状況、土地の買収等を考えますと、可能性は非常に低いかなというふうに思っております。庁舎の視察にも一緒に行かせていただきましたが、長岡市・新潟市の二カ所とも広い敷地をとつてありました。

今は、受援体制という形で、例えば、川越市に震度六強の地震が来ますと、二十四時間以内に他県から応援隊が来るようなシステムができつついる状況です。そういうものも含めて応援を受けられるような体制というところを考へて、やはり初期の段階のほう望ましいのではないかなというふうに消防局としては考へている次第でございます。

中原秀文委員 お考へは聞かせていただきました。

これまでのこの委員会の中でも話があつたのですが、指令塔の設備関係は最近新しくなったわけですが、移転の場合は二重に置く必要があるというふうな御答弁だったように私は記憶しているのですけれども、改めて確認したいのですが、今のこの指令センターの設備をそのまま持つていくことが可能なかどうか、改めて確認をさせていただければと思います。

消防局次長 いずれにしても、今を移すにしても、機能を維持しながらということになると思いますので、代替をつくって移転ですとかということを考えますと、新しいものをつくるのと同額の規模の予算はかかるというふうに考えられます。

鉄塔につきましては、全部移転した場合に、その鉄塔をここで使うことができれば、アプローチ回線を引いて使用することは可能だというふうに聞いております。

中原秀文委員 いろいろとお聞かせいただきました。今伺いましたような内容も含め、他の委員さんのお考えもあると思いますので、伺いしながら委員会を進めていただければと思いますので、よろしく願います。

柿田有一委員長 他にありませんでしょうか。

高橋 剛委員 資料二と資料三を御用意いただいたので、こちらについてもちょっとお尋ねします。

この敷地の地目については学校敷地ということになっているというところが先日までの資料で明らかになったので、それについてお尋ねしたわけなんですけれども、結論からすると、国や自治体などの土地建物等については、土地については地目の変更があっても変更登記の必要はないというか、それが免除されているということなのかというふうに理解しました。そうは言っても、実際の地目と使われ方が違っている現状からすると、これを変更登記をかけるほうが望ましいんですけども、そこまでの要はないという話になっていて、もし変更登記を行った場合の費用がどのくらいかかるのか、その辺のもし試算などがあれば教えていただけますか。

消防局次長 ただいまの地目変更の関係でございますが、この現状の敷地の測量調査を、工期からしますと本日十月三日から入る予定でございます、納

期限は三月十五日ということでございます。その測量の結果につきましては、改めて登記をするという計画であります。それにあわせて地目の変更もかける予定でございます。

高橋 剛委員 地積を測量して地目についても変更をかける、このような手続をとる予定だということですか。そうすると、またその費用試算などは、積算などはないのでしょうかね。

消防局次長 一応この測量に関しては、総額で税込み三百五十六万四千円となっております。その中で地目の変更登記もやるということで、具体的にその部分が幾らかというのは、今の段階ではちょっと把握しておりません。

高橋 剛委員 そういった課題が解消される方向だということかと思しますので、よろしく願います。

その際、この川越市においても記録がないというようなことですが、

消防局次長 問題があるかどうかというのは、この場ではちょっと把握してございませんが、その地目変更を含めての予算という契約をしているところから考えますと、問題はないというふうに考えられると思います。

高橋 剛委員 経過を見守っていきたいと思います。

それから、あと資料三については、もう既に白黒で出されたもので、それをカラーにしていたのだというもので、お手数をかけまして大変申しわけありませんでした。

改めて、この現状で一点だけ、水路敷、用地を縦断というんですかね、横断しているこの水路敷については、現状この消防の敷地としてあるわけですが、これについて現状と、それからこの地積図上というのかな、この地図上の差について何か支障はないのか、その辺についてはいかがですか。

消防局次長 現況、水路としての使用はないですので、公図上に残っているという

ことで、その水路を所管している河川課とは協議が必要かなというふうに考えております。

高橋 剛委員 周りに住宅などもある中で、その水路で言えばつけかえとかそういったことが必要なのか、排水上のそういった機能回復というのかな、本来の水路としての機能を維持するためのつけかえですとかそういったことなどは必要なのか、その辺についていかがですか。

消防局次長 ただいまの件も含めまして河川課と協議が必要な部分かと思われま。高橋 剛委員 適切に対処していただくよう、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、あと、先ほど中原委員が質疑をされていましたが、資料一の中で一点だけ確認させていただきたいんですけども、川越地区消防組合新消防庁舎建設検討委員会が設置されて、検討結果の報告書が上げられたということですが、すみません。記憶が定かでないんですが、報告ですとか、何かこの検討結果が出た後の対応についてどのようなことがあったか御説明いただけますか。

消防局次長 検討結果の報告書の扱いでございますが、当該検討委員会から管理者、また川越市長、川島町長宛てに報告をしたのみでございます。議会への報告等は行っていないのが現状でございます。

(休憩)

(再開)

消防局次長 検討結果の報告書でございますが、まず、平成二十三年三月に策定して組合管理者、市長、町長に報告した後ではございますが、昨年十月二日に開催された当該特別委員会において資料として配布をさせていただいております。

また、事業概要につきましては、今回の資料でお示しした(3)の年度別の予算概要につきましては、川越市の総合計画の実施計画、これは毎年

向こう三年間の計画を提出してございます。最新の計画として記載をさせていただきます。

高橋 剛委員 経過は確認できましたので、結構です。ありがとうございました。柿田有一委員長 ほかに御質疑ございませんでしょうか。

明ヶ戸亮太委員 一点確認をさせていただきます。

この委員会には途中参加なもので、過去に議論が行われていたら申しわけありません。今、年度別予算の概要についてなんですけれども、先ほど中原委員からお話がありました。今、拡張でもう一つの方向と考えていますし、移設というのも一つの方向性で考えている中で、二十九年予算は、この予算につきましては、地質調査などありますので、移設などが念頭にある予算組みかなと思うのですが、二十八年度内にその方向性がどちらかというのが定まらなかった場合というのは、この二十九年度の予算組みというのはなくなるという認識でよろしいんですか。

消防局次長 今、川越市の実施計画のほうで提出をさせていただいて、その査定を待っているところでございます。組合としては、やはりこの計画で進めていきたいということでの実施計画、今現状のこと、ここでその用地等の選定ができなかった場合には、またさらに一年ということも考えられます。

明ヶ戸亮太委員 ありがとうございます。

今、敷地の拡張というの資料も上げてもらっていますので、その可能性もやはりある以上は、この予算組みというのは、先々ずれ込むこともあり得るのかなと思うのですが、例えば、ここに三年分の計画が組んであるんですけども、仮に、二十九年度予算までにその方向性が決まらないうちで一年ずらすことになったときには、この業務委託料とかというものに変更が生じる可能性というのもあるのでしょうか。

消防局次長 一年ずつずれ込むことになりました。

明ヶ戸亮太委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

柿田有一委員長 よろしいですか。

他に御質疑ありませんでしょうか。

小林 薫委員 ちよっとお聞きしたかったんですけども、資料一の中でお話が出てきたんですけども、たしか消防庁舎建設に当たって、移転建設に当たっても北消防署はここに残さなくちゃいけないというようなお話を聞いたことがあるんですけども、消防庁舎建設ということになると北消防署もあわせて移転ということ、あるいは、北消防署は残さなくてもいい、残す。前に聞いたときには、たしか残さなくちゃいけないようなあれだったけれども、きょう、これを見ると、消防本部、北消防署も合わせて、全てを移転建設という捉え方でよろしいんですか。北消防署も移転ということ。

消防局長 基本的に今回述べたものは全部移転ということを考えております。しかしながら、消防力の適正化について調査をしたときには、今現在、芳野地区への救急車の現着が六分三十秒というデータがあり、そちらのほうに弱いというデータになっております。今回の候補地はそこを網羅している部分もありますが、その調査によると、現在の北署の位置はそんなに悪くないというか、北側を守るという観点から見ると悪くないということでもあります。ただ、デジタルの鉄塔がここに建った関係で、もしどうしてもそつちが行けなかったときはそういうことも考えなくてはいけないんじゃないかなというニュアンスでございました。誤解を招いたところはおわびいたします。

小林 薫委員 そうすると、このデジタルの問題をどうするかはまた別として、北消防署もあわせて消防庁舎建設を考えるとということで捉えてよろしいんですかね。

消防局長 一応それを希望しております。

小林 薫委員 わかりました。

第四次川越市総合計画、昨年度行われて、私も出席していたのである程度の概要はわかっているけれども、きょう初めて年度別予算の概要というのを拝見して、市のほうがこういう考え方を持っているというのはわかったんですけども、その前に、計画上のスケジュールということで、平成二十八年度建設用地調査・研究ということで、もう二十八年度半分過ぎていますけれども、今年度はどこまで事業が進んだんでしょうか。例えば、今お示しされた移転計画地域の赤線の中のどこかとか、どこがよろしいかとか、そんなことまでぐらいいまではやったのかどうか、ちよっと今年度の実施済のものがあれば、あるいは実施予定のものがあれば、今年度。

消防局長 今年度、予定しています神明町のところの測量調査は予算取りはしております。移転計画地域に関しては、今のところ活動はしてないような状況でございます。

小林 薫委員 活動していないというお話ですが、研究ぐらいはされているだろうと思うんですが、きょう初めて、この総合計画上の年度別の予算の概要を見せていただいたんですけども、これは消防局に聞いても失礼な話なんだけども、合算すると三年度で十八億近く予算がかかるわけですけども、これはもう川島分との割合もあるんだろうけれども、これ本当に川島町と合意できて出せる額なんですか、これは。まして来年、市長選があつて、どうなるかわからないし、その中でこういう予算概要が出てきたのは、それは結構ですけれども、これは川島町と川越市と、これは確約がとれる額と捉えてよろしいんですかね。消防局に聞いても失礼だけでもさ。川越市の総務に聞かなくちゃ悪いんですけども、財政に聞かないと。でも、果たしてどうなのか。消防のほうで、こちら

が、じゃ、この計画で進めましようと言ったときに、川島町なり川越市が、いやちよつと待ってくれと、やっぱり金がないよと言われることはないのかなというのが、ちよつと今不思議に思ったんだけどね、初めてこの予算概要を見たんで。どうなんでしょう。手形を切れるのかな、これ、川島町と川越市が。ここで聞いても失礼な話だけれども。信じてますと言われれば、そうだよ。

柿田有一委員長 答えられる範囲がありますでしょうかね。

消防局長 その点については、本当にこれからというか、お話は財政部門とはして
いるんですけども、特に結論とかいただいておりませんので、その辺
協議というか、相談に行くような形で打診してきたいと思っております。
小林 薫委員 今お話を伺っていて、その建設についてのおおむね御希望なり概要
というのはよくわかったんで、いざ、じゃ、これが本当に建てようと言
ったときに金がないということになるといけないと思うので、よくこれ
は川島町と、また川越市と、予算的においては消防局のほうでしつかり
とした予算要求してもらって、予算獲得をぜひしていただきたいという
ことだけ申し上げておきます。結構です。

柿田有一委員長 他に御質疑ありますでしょうか。

山田敏夫委員 直接、この検討委員会とちよつとかけ離れた質問で恐縮なんです
が、まだ川越の消防力が足りないという、前からそういう話も聞いておるん
ですが、現在のこの北消防署の庁舎からこの赤線の中で、近ければ特に
距離的にないと思うのですけれども、小仙波交差点のほうへ行くと結構
距離的には遠くなるかな。どの辺に計画するのか、距離によっても、
消防局とすると、この辺を分署にという計画とかそうしたほうが、特に
はないんでしょうか。移転で北消防署がどこかへ移転した場合に、ここ
に分署なり何かを計画するとかそういう、消防力からいって十分であれ
ば、それは結構な話なんです、場合によってはそういう分署的な施設

も必要なのかな。余計な話をしちゃって申しわけないんですが、この辺
をどういうふうに考えているのかお聞きしたいと思います。

消防局次長 今この北消防署が移転するにしても、伝統建造物群保存地区を見据え
て、現状、芳野、古谷地区が消防力が若干足りないということで、そち
らのほうにも目を向けたということでの用地の候補地を考えております。
今、現段階では分署の建設等々につきましては考えておりません。

柿田有一委員長 他にありませんでしょうか。

(「なし」と言う者がいる)

柿田有一委員長 よろしいですか。

それでは、資料に対する質疑を終了いたします。ありがとうございます
した。

続きまして、消防庁舎及び訓練施設等に関する提言(案)でございま
す。

前回の会議で委員長案をお示しさせていただきました。若干ではあり
ますが、各委員さんに御意見をいただいたところでございます。案を持
ち帰っていただいておりますので、この案、それから提言の是非を含め
て、ぜひ皆さんから御意見をいただければと存じますが、皆さんのほう
から内容等、何か御発言等ございますでしょうか。

きょう新しい資料や新たな議論も出ておりますので、それも少し踏ま
えた形で、提言の是非、それから時期、内容などについては、若干考慮
も払う必要があるというふうに考えるところであります。ぜひ御意見
等をいただければと思います。何かありますでしょうか。

中原秀文委員 この提言(案)の中の最後の文章ですが、「ついでには、新庁舎の建
設について建設用地の選定や確保も含め、速やかに事業に着手すること」
と書いてあるのですが、先ほどの話から、事業はすでに進めているとい
うようなニュアンスの御答弁だったかと思えます。この事業に着手とい

うところが、すでに着手しているのであれば、前に進めていただくようなニュアンスの内容にしたほうがよろしいのではないかなと思いますので、意見として申し上げます。

柿田有一委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

(休憩)

(再開)

柿田有一委員長 消防局新庁舎建設に関する提言につきましては、皆さんからいただいた意見をもとに提言書を訂正の上、提出をするという形をとらせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者がいる)

柿田有一委員長 それでは、そのように決定をいたします。

日程等につきましては、委員の皆さんから御提案のありましたとおり、改めて調整をさせていただいた後に提出のスケジュールをそれぞれお伝えをさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と言う者がいる)

柿田有一委員長 それでは、そのように決定をいたします。

提言については以上取り扱うことと決定をさせていただきました。

小林 薫委員 ごめんなさい。

提言を提出するときに、相手、お渡しする管理者もそうですけれども、川島の方もいらつしやるので、できれば副管理者の方も同席していただいて、現状こういふんだというんで町長さんにも、川越の副管理者もいますけれども、できれば副管理者も同席してもらって現状を把握してもらいたいというがあるので、お諮りください。

柿田有一委員長 今、小林委員さんから御提案ありました副管理者についての同席をあわせて求めて提言をさせていただくということでもよろしいでしょうか。

か。

(「異議なし」と言う者がいる)

柿田有一委員長 御異議ありませんので、そのように決定をいたします。

以上で提言書についてを終わりにさせていただきます。

○今後の進め方について

柿田有一委員長 次に、今後の進め方についてを議題といたします。

(休憩)

(再開)

柿田有一委員長 今後の進め方といたしましては、休憩中にお諮りしましたとおり、三月の定例会までの間に調査日を設定することで調整をさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者がいる)

柿田有一委員長 では、そのように決定いたします。

以上で、今後の進め方についてを終了いたします。

○閉会中の特定事件については、地方自治法第百九条第八項の規定による継続審査とすることに決定した。

○閉会 午後一時四十七分